

参考資料集

- 参考資料 1 日本脳炎について
- 参考資料 2 予防接種に関する検討会 中間報告書（平成17年3月）
- 参考資料 3 ワクチン産業ビジョン（平成19年3月）

日本脳炎について

1. 日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染によって引き起こされる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖し、そのブタを刺したコダカアカイエカ（水田等に発生する蚊の一種）などが感染した後にヒトを刺すことによって感染する。

ウイルスを持つ蚊に刺された後も多くは症状が出現することなく経過する（不顕性感染）場合がほとんど（過去には、100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されている。）が、症状が出るものでは、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き、急激に意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障害（脳の障害）を生じる。

日本脳炎を発症した場合、20～40%が死亡に至る疾患であると考えられており、特に幼少児や老人では死亡の危険は大きい。

2. 患者発生状況について

日本脳炎は、昭和41年以前には年間1,000名を越える患者が発生していたが、時代とともに患者数は激減し、近年は年間数名の報告に留まっている。

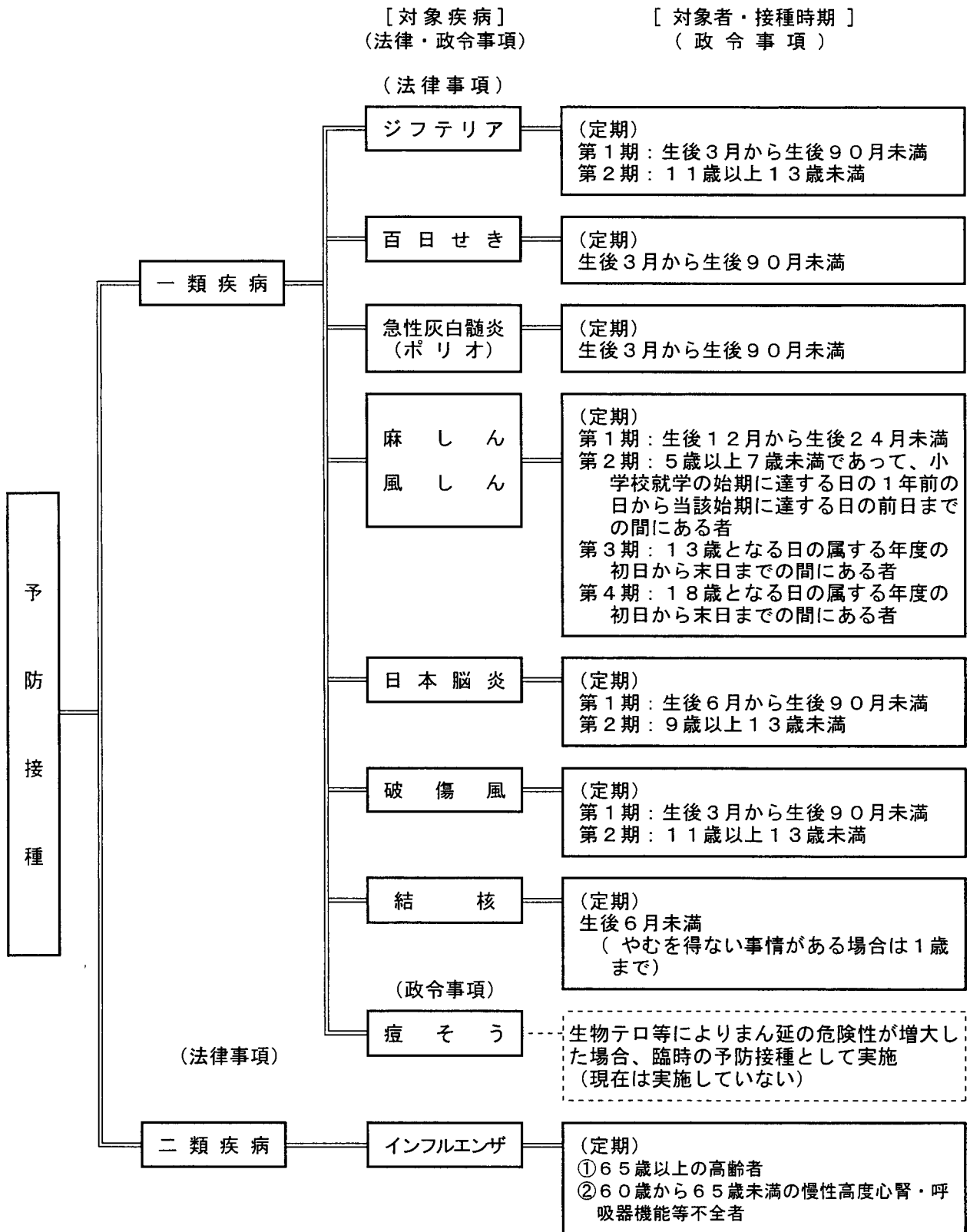
わが国において、患者数が激減した理由は完全には解明されていないが、①日本脳炎ワクチンの接種、②媒介蚊コダカアカイエカの発生数の減少、③ブタの飼育形態の変化、④人の住環境の変化・ヒトとの接触機会の減少、など複合的な要因が関連していると考えられている。

3. 日本脳炎の罹患リスクについて

日本脳炎ウイルスの保有動物であるブタにおける免疫（抗体）保有率調査によれば、九州、中国、四国地方等の西日本を中心に毎年広い地域で日本脳炎ウイルスに対する抗体が陽性であるブタが確認されていることから罹患リスクは依然として存在するものと考えられる。

「日本脳炎の予防接種の進め方に関する提言」（予防接種に関する検討会、平成21年3月19日）より一部抜粋

予防接種法に規定される対象疾病



- ・平成13年予防接種法改正により、インフルエンザを二類疾病に追加。
- ・平成15年予防接種法施行令改正により、痘そうを一類疾病に追加。
- ・平成17年4月から結核予防法の改正により、乳幼児へのツ反を廃止・直接BCG接種（生後6ヶ月未満まで）の実施。
- ・平成17年予防接種法施行令改正により、日本脳炎の第3期接種の廃止。
- ・平成18年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの2回接種の導入。
- ・平成19年4月1日から結核予防法の廃止により、BCG接種を予防接種法に追加。
- ・平成20年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの第3期・第4期の対象を時限的に（5年間）追加